

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## ◆コロナで大変な状況ですが、それ以外の情報もお伝えしていきます！

### トピックス

- ◆高年齢者の雇用保険料免除措置が終了します。
- ◆健康保険被扶養者の認定に国内居住要件が追加されます。
- ◆「休業手当」とは？
- ◆今月の労務スケジュール

新型コロナの猛威で、緊急事態宣言が出され、営業自粛を余儀なくされている企業様もいらっしゃるかと存じます。

大変な状況の中ではありませんが、一日も早い終息を願い、普段取り上げるようなトピックスについても書いていきたいと思っております。

### ◆高年齢者の雇用保険料免除措置が終了します。

雇用保険において、平成29年から65歳以上の労働者についても適用対象とされてきましたが、経過措置とし

て高年齢労働者(※)にかかる保険料の徴収は免除されてきました。

その経過措置が終了し、高年齢労働者も今年4月から保険料の徴収対象となります。

※保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者。

給与計算では、今月から雇用保険料が控除されはじめる高年齢労働者がいらっしゃいます。従業員さんから問い合わせがあった際は、そのようにご説明ください。

### ◆健康保険被扶養者の認定に国内居住要件が追加されます。

健康保険の被扶養者を追加する認定にあたって、これまで収入要件があったこととはご存知のとおりです。

今年4月から、この収入要件に加え、被扶養者の国内居住要件が追加されることになりました。

原則的に、住民票が日本国内にあれば要件を満たします。海外居住でも海外留学する学生や一時的に海外に渡航する者などは特例とし

て認められるということですので。

### ◆「休業手当」とは？

最後に、コロナに関連した内容として、最近多くお問い合わせをいただいている「休業手当」について書いていきます。

まず「休業」とは、従業員が労働契約に従って働ける用意をし、労働の意思をもっている状態にもかかわらず、使用者側から労働が与えられず、または労働の提供が不可能になった状態をいいます。

企業全体が停止している場合のみならず、一定の従業員、部門が停止する場合や、1日単位ではなく時間単

位で短縮する場合も含まれます。

この「休業」に使用者が支払わなければならないとされているのが「休業手当」です。

休業手当は、労働基準法の平均賃金(過去3か月間の賃金総額/3か月の暦日数)の60%以上となっていなければならないませんが、それ以上の金額であれば、それ以外の計算方法で支給することでもかまいません。

休業手当はももとの休日と定められている日には支給する必要はありません。

なお、休業手当の課税関係は、「給与所得」となります。また、社会保険では、保険

料のかかるものに該当します。

現在、国が企業へ休業手当の一部を助成する「**雇用調整助成金**」のコロナ特例というものがあり、要件が大幅に緩和されています。

弊所でもご案内することができますので、詳細を知りたい企業様はお気軽にお問合せください。

### 5月の労務スケジュール

- ~5/31 4月分社会保険料納付
- ~5/10 4月分源泉徴収税額・住民税額の納付



社会保険労務士事務所  
リーガルネットワークス

〒160-0022  
東京都新宿区新宿1-34  
-13第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaikan.rikenkyujo.jp>